

## 日本野鳥の会埼玉 規約 (2010年11月1日改定施行)

### 第1章 総則

第1条(名称) 本会は日本野鳥の会埼玉と称する。

第2条(事務所) 本会は事務所を埼玉県さいたま市浦和区岸町4丁目26番8号プリムローズ岸町107号室に置く。

第3条(目的) 本会は公益財団法人日本野鳥の会(以下「野鳥の会」という)の連携団体として、野鳥の会及び他の連携団体と協力し、自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識と適正な保護思想を普及することで、埼玉県民の間に自然尊重の精神を育て、人間性豊かな社会の発展に役立つことを目的とする。

第4条(事業) 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 探鳥会その他の行事の実施
- (2) 野鳥等の調査、研究
- (3) 野鳥を中心とした自然保護に必要と認められる諸活動
- (4) 会報その他の出版物の刊行と頒布
- (5) 会員相互の親睦、品位保持、向上に関する施策
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

第5条(構成員) 会員は原則として野鳥の会の埼玉県内の会員によって構成する。

第6条(会費) 会員は会費を納入しなければならない。

2, 会員の資格を失った時、既に納めた会費の返還はしない。

3, 会員の種別と会費、入会金は次の通り。

(1) 個人特別会員(野鳥の会会誌『野鳥』と本会会報『しらこぼと』を購読し、野鳥の会を特に支援する会員)

年会費 12,000 円(野鳥の会会費 10,000 円、本会会費 2,000 円) 入会金なし

(2) 総合会員(『野鳥』と『しらこぼと』を購読する会員)

年会費 7,000 円(野鳥の会会費 5,000 円、本会会費 2,000 円) 入会金 1,000 円

(3) 地域型会員(『しらこぼと』のみを購読する会員)

年会費 3,000 円(野鳥の会会費 1,000 円、本会会費 2,000 円) 入会金 1,000 円

(4) 家族会員(上記3種の会員の家族)

年会費 500 円(野鳥の会会費 500 円、本会会費なし) 入会金なし

4, 野鳥の会会費については、野鳥の会の規定による各種割引制度の適用もある。

第7条(入会) 会員になるようとする者は、入会申込書に会費と入会金(必要な場合)を添えて、野鳥の会又は本会に提出しなければならない。

第8条(退会) 会員が会費を滞納したときは、退会となる。

2, 会員が野鳥の会及び本会の名誉を著しく傷つけ、または野鳥の会及び本会の目的に反する行為のあるとき、あるいは野鳥の会及び本会の存在を害するおそれのあるときは、役員会の決議を経て退会させることができる。

### 第3章 役員

第9条(役員) 本会には次の役員をおく。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 3 名以下
- (3) 幹事若干名
- (4) 監事 2 名

第10条(役員を選任) 役員は総会において、家族会員を除く会員の中から選任する。

2, 代表、副代表及び監事は役員相互による。

第11条(役員職務) 代表は本会を代表し業務を総理する。

2, 副代表は代表を補佐して業務を掌理し、あらかじめ代表が定める順位により、代表が事故あるときはその職務を代行する。

3, 幹事は役員会を構成して本会の業務に関し審議決定し、会務を分担して事業を遂行する。

4, 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 幹事の業務執行状況の監査
- (2) 本会の財産状況の監査
- (3) 本会の業務または財産に関し、法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における、総会への報告

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合の、総会の招集
  - (5) 幹事の業務執行状況又は本会の財産状況について幹事に意見を述べる
  - (6) 前号の意見陳述のため必要がある場合の、役員会の招集
- 第12条(役員任期) 役員任期は1年とする。再任を妨げない。  
2, 役員は任期終了後も後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第13条(役員解任) 役員が本会の役員として不適当と認められる時は役員会の3分の2以上の議決又は総会においてこれを解任することができる。
- 第14条(顧問) 本会には必要に応じて顧問を置くことができる。  
2, 顧問は役員会の承認を経て委嘱する。  
3, 顧問は本会の事業について役員会に助言を与えることができる。

#### 第4章 会議

- 第15条(総会) 総会は会員をもって組織し、通常総会は毎年1回5月又は6月に開く。  
2, 臨時総会は役員会が必要と認めたととき、又は家族会員を除く会員の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき、開かなければならない。  
3, 総会を招集するには少なくとも開催日の7日前には会議の日時、場所、会議の目的を示して会員に通知しなければならない。
- 第16条(総会議決) 総会の議事は家族会員を除く出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。  
2, 規約の改定は家族会員を除く出席者の3分の2以上をもって決する。  
3, 本会の存在に関わるほど重大であると判断される事項については、会員全員の意思を十分に反映できる方法を考慮しなければならない。
- 第17条(総会議決事項) 総会では次の事項を議決する。  
(1) 規約の改定  
(2) 役員を選任及び解任  
(3) 事業計画、事業報告、予算、決算の承認  
(4) その他本会の運営上特に必要な事項
- 第18条(役員会開催・成立) 役員会は、代表又は役員2分の1以上が必要と認めたととき、開催される。
- 第19条(役員会議決) 役員会は本規約で定められたものの他、会務執行に関する事項その他の事項を議決して処理する。その議決は第16条の規定を準用する。

#### 第5章 資産及び会計

- 第20条(資産及び運用) 本会の資産は次の通りとし、経費その他に運用する。  
(1) 本規約施行時に日本野鳥の会埼玉県支部から継承した資産  
(2) 会費及び寄付金  
(3) 事業から生ずる収入及びその他の収入
- 第21条(事業及び会計年度) 本会の事業及び会計年度は1年として、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第6章 委員会及び部

- 第22条(委員会及び部) 本会は事業遂行の為、必要な委員会及び部を設けることができる。  
2, 委員会及び部の設置及び廃止は役員会で決議する。

#### 附則

- 第23条 この規約は、日本野鳥の会埼玉県支部規約(設立施行:昭和59年4月24日、改定施行:昭和62年6月7日・平成6年6月26日・平成12年6月25日・平成14年6月30日)に基づく平成22年6月27日総会における議決により、平成22年11月1日から改定施行する。  
2, 日本野鳥の会埼玉県支部の資産は、本規約施行時に本会がすべて継承する。  
3, 平成22事業年度は、平成22年4月1日から開始した日本野鳥の会埼玉県支部の事業と役員構成を引き継ぎ、平成23年3月31日までとする。